

## 令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

我が国経済は、景気回復期間こそ「いざなぎ景気」を超え、戦後最長記録の更新が続いているものの、その先行きには不透明性が増している。他方、中国経済の減速化に加え、米中貿易戦争の激化や英国のEU離脱を巡る混乱等により自由貿易体制の不安定化も顕著となってきており、こうした世界経済情勢が我が国経済に及ぼす影響にも注視していく必要がある。また、米国・イラン対立の激化など中近東情勢も緊張の度を増すなど国際情勢は混迷を深めてきている。このため、我が国の株式市場や為替市場も既に大きな影響を受けているところであり、我が国経済は、本年度も、このような国際情勢の動向に左右されやすい、不安定な年度になる可能性が高いものと思われる。

このような中で、食品流通業を巡る情勢については、少子高齢化の更なる進展により食料品の国内需要の増大は期待できない状況にある一方、食品流通に関連する業種・業態間の競争は激化している。また、国民のライフスタイルの変化やIT化の進展により、外食・中食やネット通販が拡大する等消費者の購買行動や物流も大きく変化してきている。さらに、「働き方改革」が唱えられる中で労働力不足は一段と深刻となり、ドライバー不足が円滑な食品流通にとって課題となっている状況も大きな改善は見られないまま推移している。

このため、食品流通業には、こうした経済社会の変化に伴う、消費者ニーズの多様化と消費行動の変化、農産物輸入の増大など食料需給事情の変化など経営環境の変化への対応が求められている。また、昨年発効したTPP11（環太平洋経済連携協定）やEUとのEPA（経済連携協定）に加え、本年1月には米国との間の貿易協定も発効しており、食品流通業界もこれら協定の発効に伴う新たな経済・経営環境を踏まえた対応も求められている。

同時に、食品の流通部門については、消費者の最も近くに位置していることから、食に対する消費者ニーズへの的確な対応、適切な食品表示の推進、食の安全・安心の確保等が強く求められている。また、本年6月に新たな卸売市場制度が施行される中、各市場が新制度の趣旨に即して創意工夫を活かした活動を展開し、生鮮食料品等の公正な取引の場として期待される役割を果たしていくことが求められている。さらに、来年6月には食品流通事業者にもHACCPに沿った衛生管理が義務化されることとなっており、本年はその対応に向けての準備も求められている。併せて、我が国農林水産業・食品の高付加価値化を図るため、日本食・食文化の海外発信や輸出力の強化などの取組を推進することも重要な課題となっている。

このような環境下において、食品流通部門の各段階を通じた流通合理化を図るため、下記の諸事業を重点的に実施する。

記

### I 債務保証事業

次の事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業を実施する。

- ①食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」という。）に基づく認定食品等流通合理化事業
- ②中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（認定食品流通円滑化事業）
- ③中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業
- ④流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業
- ⑤中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業
- ⑥地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業
- ⑦中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業
- ⑧米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）に基づき食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業
- ⑨地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

## II 情報収集提供、調査研究及び相談援助等の事業

### 1. 食品の流通に関する情報の収集提供及び調査研究

#### (1) 情報収集提供事業

ア 機関紙・情報誌等を発行し、食品流通に関する情報を適時適切に提供する。

イ 食品流通業者等の経営の近代化、合理化等に資するため、優良な経営を行っている食品流通業者等を表彰し、その業績を紹介する事業を実施する。

#### (2) 調査研究事業

ア 国からの補助を受けて、外食・中食産業における地場産食材（ジビエ肉）の活用促進と外食・中食産業の活性化等を図るため、農林漁業者と外食・中食事業者のジビエ肉に係るマッチングや商談会の開催するとともに、情報共有体制の構築等を行う事業を実施する。

イ 国からの補助を受けて、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策や食品ロスの削減等を促進するため、「省エネルギー・CO2削減」、「廃棄物の削減・

再生利用」、「教育・普及」に顕著な実績を挙げている食品関連事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施する。

ウ 国からの補助を受けて、日本産農林水産物食品の輸出を促進するため、日本産農林水産物・食品の優れた輸出業者を発掘し、その取組内容を表彰するとともに広く周知する事業を実施する。

エ 国からの補助を受けて、食品産業全体の生産性向上を図るため、ロボット、AI、IoT等の先端技術の活用実証や複数企業が連携して業界の基盤となる機器・システムの開発・構築とその活用実証により、食品産業におけるイノベーションを創出する事業を実施する。

オ 生鮮取引電子化推進協議会、食料品地域物流円滑化等推進協議会及び機能性表示食品普及推進協議会の事務局として、各協議会の行う事業について必要な事務局機能を果たす。

カ そのほか、食品等の流通の合理化に資する農林水産省等の公募事業に応募し、実施する。

## 2. 食品流通関係事業者等に対する相談援助等

### (1) 研修事業

ア 中小流通業者、卸売市場関係者を対象としたセミナーの開催等を行う。

イ 「匠の店」登録制度の管理・運営を行う。

### (2) 相談援助事業

ア 食品等流通法に基づく認定計画に従って情報機器、物流システム等の導入を推進する食品等流通合理化緊急対策事業を実施する。

イ 農山漁村 6次産業化対策事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況に関する報告の徴収と指導などの管理を行う。

ウ 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況の評価及び指導、収益納付された資金の管理等を行う。

エ 食品等流通法その他の法令に基づき機構が債務保証を行うことができることとされている事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行う。

オ 食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずる。

## Ⅲ 収益事業（出版事業）

食品流通業者等が業務上参考となる食品流通に関する統計調査資料集、卸売市場総覧などを取りまとめ、販売する。